

日行連発第195号  
令和2年5月29日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
許認可業務部  
部長 村山 豪彦

ハサップ  
HACCP周知活動に関するチラシのご送付について

令和2年6月1日、改正食品衛生法施行によるHACCP制度化のため、すべての飲食店においてHACCP導入が法的義務となります（1年間の経過措置あり）。

今般、社労税務・生活衛生部門において、HACCP導入に取り組む飲食店等に向けて、行政書士の積極的な活用をアピールする周知活動用チラシを作成いたしましたので送付いたします。

各単位会におかれましても、本件チラシをご活用いただき、HACCP制度の周知及び行政書士の活用に向けた取り組みを積極的に進めていただきますようお願い申し上げます。

なお、本制度への理解を深めていただくため、日行連から講師の紹介等も検討しておりますので、詳細はあらためて通知いたします。

記

【添付】HACCP周知活動に関するチラシ

※チラシはデータ配付のみとなります。下部空白は各単位会や支部の情報等の記載にご利用ください。

以上